

役員報酬等の支給に関する規程

平成17年 5月11日 制定

平成18年 5月10日 変更

平成23年10月25日 変更

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国市街地再開発協会（以下「本協会」という。）定款第30条第1項の規定に基づき、役員報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち本協会を主たる勤務先とし、週3日以上職務に従事する者をいう。
- (3) 常勤等理事とは、常勤理事のほか、常勤理事以外の理事で週1日以上定期的に本協会の職務に従事する者を含めたものをいう。
- (4) 非常勤理事とは、常勤等理事以外の理事をいう。

(役員報酬等)

第3条 役員には、報酬を支給することができる。

2 常勤等理事の報酬は年俸とし、次の各号に掲げる役員ごとに各号で定める指定職俸給表（国家公務員に関する一般職の給与に関する法律（昭和25年法律第95号））の号俸に対応する俸給月額範囲内の額を基準として、国等の給与水準、当該役員の役職、職歴及び本協会の財政状況等を勘案し、次の各号に定める範囲内で、理事会の決議を経て、理事長が定める。

- | | |
|----------|----------|
| 一 理事長 | 指定職俸給表5号 |
| 二 副理事長 | 指定職俸給表4号 |
| 三 専務理事 | 指定職俸給表3号 |
| 四 常務理事 | 指定職俸給表2号 |
| 五 その他の理事 | 指定職俸給表1号 |

3 常勤等理事のうち週4日以下本協会の職務に従事する理事の報酬は、前項の規定にかかわらず、前項の規定に基づく金額を5で除して得た額に本協会の職務に従事する週当たり日数を乗じて得た額の範囲内で、国等の給与水準、当該役員の役職、職歴及び本協会の財政状況等を勘案し、理事会の決議を経て、理事長が定める。

- 4 非常勤理事の報酬の額は、総会及び理事会への出席1回につき2万円とする。ただし、総会及び理事会が同日に開催された場合は出席1日につき2万円とする。また、総会及び理事会において議長を務めた場合は3万円とする。
- 5 監事の報酬の額は、総会及び理事会への出席1回につき2万円とするほか、決算の監査報告書の作成1年度当たり2万円とする。ただし、総会及び理事会が同日に開催された場合は出席1日につき2万円とする。
- 6 常勤等理事の退職に当たっては、第7条、第8条、第9条及び第10条の規定に基づき、退職金を支給することができる。

(報酬月額)

第4条 常勤等理事の報酬は、年俸の12分の1を報酬月額として毎月支給する。

(支給日等)

第5条 常勤等理事の報酬は、毎月25日(その日が休日にあたる時は、その直前の休日でない日)に当該役員の報酬から法令等に基づき控除すべき金額を控除し、当該役員が指定する金融機関の預金口座に振込送金する。

2 月の初日以外及び月の末日以外において就任又は退任した役員の報酬は、当該月における勤務を要する日に応じた日割計算によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、月の末日以外の日に死亡した役員に対する当該月分の報酬は、前条に規定する報酬の全額を遺族に支給する。

(通勤に要する費用)

第6条 常勤等理事の通勤に要する費用は、職員給与規程第12条の規定を準用し、支給する。

(退職金の支給対象)

第7条 退職金は、常勤等理事(1年以上在職した者に限る。)が退任したときはその者に、常勤等理事が死亡したときはその遺族に支給する。ただし、定款第29条第1項に規定する事由により役員を解任された者には、支給しない。

(退職金の額)

第8条 退職金の額は、在職時における報酬月額に勤続年数を乗じて得た額に100分の150の割合を乗じて得た額とする。

2 退職金の算定の基礎となる勤続期間は、暦年とし、一年未満の端数は、月数を12で割った数値とする。

3 理事長は、理事会の決議を経て、職務実績等に応じ、第1項の退職金の額を増額し、又は減額することができる。

(支給方法)

第9条 退職金は、法令等に基づきその退職金から控除すべき金額を控除し、その残額を支給する。

(端数処理)

第10条 この規程に定めるところによる退職金の算定において生じた100円未満の端数は、これを100円に切り捨てるものとする。

(細則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

附則

- 1 この規程は、平成17年6月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「役員の報酬及び退職慰労金等の支給に関する規程」(平成14年10月25日制定)は廃止する。

附則

この規程の変更は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。〔平成24年7月2日施行〕